

奈良市公報

第 186号

平成 16年 7月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例	1
奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	1
奈良市在宅重度障害者等日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則	2
奈良市専門委員設置規則の一部を改正する規則	2
奈良市における奈良県風致地区条例施行細則の一部を改正する規則	2
奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則	16
告示	
一般競争入札の実施	16
公共下水道の供用及び下水の処理の開始	24
奈良市一般廃棄物処理指導要綱の一部を改正する告示	24
住居番号の設定	24
放置自転車等の保管 (2件)	25
結核指定医療機関の指定	25
議会定例会の招集	25
放置自転車等の保管	25
奈良市チャイルドシート貸出事業実施要綱を廃止する告示	25
放置自転車等の保管 (2件)	26
放置自転車等の処分	26
結核指定医療機関の指定	26
放置自転車等の保管 (3件)	26
農業集落排水事業分担金の賦課対象区域	27
一般競争入札の実施 (2件)	27
道路の位置指定	32
放置自転車等の保管	32
平成 16年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公送達	32
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	32
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	33

条 例

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 16年 6月 14日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市条例第 33号

奈良市議会委員会条例の一部を改正する条例
奈良市議会委員会条例 (昭和 49年奈良市条例第 52号)
の一部を次のように改正する。

第 4条第 2 項中 「14人」を 「13人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成 16年 6月 14日 掲示済)

規 則

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 1日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 43号

奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則
(昭和 47年奈良市規則第 11号)の一部を次のように改正する。

第 10条中 【別記第 9号様式】を削る。

別記第 9号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 6月 1日 掲示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 1日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 44号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
奈良市児童福祉法施行細則 (平成 14年奈良市規則第 47号)の一部を次のように改正する。

第 11条の 4 中 「第 9条の 2 第 1 項」を 「第 24条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 6月 1日 掲示済)

奈良市在宅重度障害者等日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 1日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 45号

奈良市在宅重度障害者等日常生活用具給付事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市在宅重度障害者等日常生活用具給付事業実施規則(平成 12年奈良市規則第 25号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「その内容を審査し」を「その内容を審査するとともに、給付を受けている用具の耐用年数を勘案して」に改める。

別表第 1 盲人用テープレコーダーの項を次のように改める。

視覚障害者用ポータブルレコーダー	学齢児以上で、視覚障害 2 級以上のもの	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、D A I S Y 方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの。
------------------	----------------------	--

別表第 1 盲人用電卓の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市在宅重度障害者等日常生活用具給付事業実施規則別表第 1 の規定にかかわらず、この規則による改正前の奈良市在宅重度障害者等日常生活用具給付事業実施規則の規定により盲人用テープレコーダーの給付を受けた者には、当該給付を受けた日から 2 年を経過するまでの間は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、視覚障害者用ポータブルレコーダーを給付しない。

(平成 16年 6月 1日 掲示済)

奈良市専門委員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 1日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 46号

奈良市専門委員設置規則の一部を改正する規則

奈良市専門委員設置規則(昭和 62年奈良市規則第 39号)の一部を次のように改正する。

別表奈良市行財政専門委員の項中

企 画 部 企 画 課	を	財 務 部 政 策 調 整 室	に改める。
----------------	---	--------------------	-------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 6月 1日 掲示済)

奈良市における奈良県風致地区条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 8日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 47号

奈良市における奈良県風致地区条例施行細則の一部を改正する規則

奈良市における奈良県風致地区条例施行細則(平成 14年奈良市規則第 54号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

行為の区分	関係図書
建築物の新築、改築、増築又は移転	付近見取図
	現況図
	配置図
	各階平面図
	立面図(4面彩色したもの)
	断面図
	植栽計画図(彩色したもの)
	地積図
	登記事項証明書
	その他市長が必要と認める図書
工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転	付近見取図
	現況図
	平面図
	断面図
	構造図
	側面図(彩色したもの)
	のり 法面断面図
	地積図
	その他市長が必要と認める図書
	建築物その他の工作物の色彩の変更
現況図	
色彩の変更部分を明らかにした図面で市長が必要と認めるもの	
その他市長が必要と認める図書	
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓、土石の類の採取又は屋外における土石、廃棄物若しくは再生資源 ^{たい} の堆積	付近見取図
	現況図
	平面図
	断面図
	構造図
	のり 法面断面図
	植栽計画図(彩色したもの)
地積図	

木竹の伐採	登記事項証明書
	その他市長が必要と認める図書
	付近見取図
	現況図
	行為の施工方法を明らかにした 図面で市長が必要と認めるもの
	地積図
	登記事項証明書
	その他市長が必要と認める図書

第2号様式(第2条関係)

風致地区内行為変更許可申請(協議)書

年 月 日

(あて先)奈良市長

申請者 住所
(申出者) 氏名 印
電話
代理人 住所
氏名 印
電話
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内における行為の変更の許可を受けたい(変更の協議を行いたい)ので、奈良県風致地区条例第2条第1項後段(第2条第3項後段)の規定により、申請(申出)します。

1 許可(協議)年月日	年 月 日	2 許可(協議)番号	第 号
3 行為の種類	(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転 (2) 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 (3) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源 ^{たい} の堆積		
4 行為の目的及び理由			
5 行為地の所在地 (地名・地番)			
6 変更の理由			
7 変更に係る行為の内容			
8 行為の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
9 工事施工者	住所		
	氏名		電話
備 考			

注 印欄には記入しないでください。

別記第 1 号様式から第 5 号様式までを次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

風致地区内行為許可申請 (協議) 書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所
(申出者) 氏名 印
電話
代理人 住所
氏名 印
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内における行為の許可を受けたい(協議を行いたい)ので、奈良県風致地区条例第 2 条第 1 項
前段 (第 2 条第 3 項中段) の規定により申請 (申出) します。

1 行為の種類	(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転 (2) 工作物 (建築物を除く。) の新築、改築、増築又は移転 (3) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源 ^{たい} の堆積
2 風致地区の名称及び種別	
3 用途地域	
4 行為地の所在地 (地名・地番)	
5 行為地の地目	
6 行為の目的及び理由	
7 行為の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
8 設計者	住所
	氏名 電話
9 工事施工者	住所
	氏名 電話
備考	

注 印欄には記入しないでください。

第 3号様式 (第 2条関係)
(その 1)

設 計 書
(建築物用)

区 分		申 請 面 積	申請以外の部分	合 計
1 敷 地 面 積				m ²
2 建 築 面 積		m ²	m ²	m ²
3 延べ床面積	地 上	m ²	m ²	m ²
	地 下	m ²	m ²	
4 建 ぺ い 率				%
5 容 積 率				%
6 用 途				
7 階 数		地上 階 ・ 地下 階		
8 最 高 の 棟 高		地上 m		
9 建 築 物 の 種 別		(1) 地上 (2) 地下 (3) 仮設		
10 工 事 種 別		(1) 新築 (2) 改築 (3) 増築 (4) 移転		
11 構 造				
12 住 宅 の 戸 数				戸
13 外壁の後退距離	道路側			m
	その他			m
14 外 壁	壁 材			
	色 彩			
15 屋 根	ふき材			
	色 彩			
16 緑 地 率				%
17 仮設建築物設置期間		自 年 月 日		
		至 年 月 日		

(その3)

設計書
(建築物その他の工作物の色彩の変更用)

1 変更箇所	
2 変更理由	
3 変更前の色彩	
4 変更後の色彩	
5 仕上げ材	

(その2)

設計書
(工作物(建築物を除く。)用)

1 敷地面積		m ²
2 工作物の種類		
3 工作物の種別	(1) 地上 (2) 地下 (3) 仮設	
4 工事種別	(1) 新築 (2) 改築 (3) 増築 (4) 移転	
5 工作物	高さ	m
	延長	m
	幅員	m
	面積	m ²
	構造	
色		
6 仮設の場合の設置期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
7 その他		

(その5)

設計書
(木竹の伐採又は土石の類の採取用)

木竹の伐採	
1 森	地 内・外
2 行為の目的	
3 伐採面積	m ²
4 伐採方法	(1) 皆伐 (2) 択伐
5 伐採率	%
6 伐採主要樹種	約 年 7 樹 高
8 伐採数量	9 1.5mの高さにお
10 跡地の処理方法	
11 その他	
土石の類の採取	
1 採取区域面積	m ²
2 採取の目的	
3 採取土石類の種類	
4 採取量	m ³
5 採取方法	
6 跡地の処理方法	
7 その他	

(その4)

設計書
(宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓用)

宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	
1 面積	m ²
敷地面積	m ²
行為面積	m ²
切土量	m ³
盛土量	m ³
総土量	m ³
2 行為内容	
3 生じる法面の最高高さ	m
4 跡地の処理方法	
5 宅地造成の場合の区画数	区画
6 緑地率	%
7 その他	
水面の埋立て若しくは干拓	
1 水面面積	m ²
2 埋立て(干拓)面積	m ²
3 施工の目的	
4 工事方法	
5 跡地の処理方法	
6 その他	

(その6)

設計書
(屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積用)

屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積				
1 行為場所	(1) 建築物の敷地内 (2) 建築物の敷地外	4 堆積物の種類	土石	
2 行為地の面積	m ²		廃棄物	
3 堆積の規模	面積		m ²	再生資源
	高さ		m	5 植栽等の措置
	その他			
6 隣接地の現況				
備考				

注 印欄には記入しないでください。

第 4 号様式 (第 3 条関係)

風致地区内行為通知書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

通知者 住所
氏名 印
電話

代理人 住所
氏名 印
電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内における行為をするので、奈良県風致地区条例第 3 条の規定により通知します。

1 行為の種類	(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転 (2) 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 (3) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源 ^{たい} の堆積
2 風致地区の名称及び種別	
3 用途地域	
4 行為地の所在地(地名・地番)	
5 行為地の地目	
6 行為の目的及び理由	
7 行為の期間	年 月 日 ~ 年 月 日
8 設計者	住所
	氏名 電話
9 工事施工者	住所
	氏名 電話
備考	

注 印欄には記入しないでください。

第5号様式(第3条関係)

風致地区内行為変更通知書

年 月 日

(あて先)奈良市長

通知者 住所
氏名 印
電話
代理人 住所
氏名 印
電話
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

奈良県風致地区条例第3条の規定により通知した風致地区内における行為の内容を変更したいので、奈良市における奈良県風致地区条例施行細則第3条第2項の規定により通知します。

1 通知年月日	年 月 日	2 通知番号	第 号
3 行為の種類	(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転 (2) 工作物(建築物を除く。)の新築、改築、増築又は移転 (3) 建築物その他の工作物の色彩の変更 (4) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更又は水面の埋立て若しくは干拓 (5) 木竹の伐採 (6) 土石の類の採取 (7) 屋外における土石、 ^{たい} 廃棄物又は再生資源の堆積		
4 通知した行為の目的及び理由			
5 行為地の所在地(地名・地番)			
6 変更の理由			
7 変更に係る行為の内容			
8 行為の期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
9 工事施工者	住所		
	氏名 電話		
備考			

注 印欄には記入しないでください。

別記第 7号様式から第 11号様式までを次のように改める。

第 7号様式 (第 5条関係)

風致地区内行為許可申請 (協議) 取下げ届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住所

氏名

印

電話

(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内行為許可申請 (協議) 書を取り下げたいので、奈良市における奈良県風致地区条例施行細則第 5条第 1項の規定により届出します。

1 申請 (申出) 年月日	年 月 日
2 受付番号	第 号
3 申請者 (申出者)	住所
	氏名
4 行為地	
5 行為の目的	
6 理由	

第8号様式(第5条関係)

風致地区内行為とりやめ届

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住所

氏名

印

電話

(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

次のとおり許可を受けた(協議・通知を行った)風致地区内行為の全部(一部)をとりやめたので、奈良市における奈良県風致地区条例施行細則第5条第2項の規定により届出します。

1 許可(協議・通知)年月日	年 月 日
2 許可(協議・通知)番号	第 号
3 申請者 (協議者・通知者)	住所
	氏名
4 行為地	
5 行為の目的	
6 とりやめ部分	
7 理由	

第 9号様式 (第 6条関係)

風致地区内行為許可に基づく地位承継届出書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住所
氏名 印
電話
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内における行為の許可を受けた者の地位を承継したので、奈良県風致地区条例第 6 条第 1 項の規定により届出します。

1 旧 申 請 者	住所
	氏名
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 許 可 番 号	第 号
4 承 継 年 月 日	年 月 日
5 承 継 の 理 由	
6 その他必要事項	

第10号様式(第6条関係)

風致地区内行為許可に基づく地位承継承認申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所
氏名 印
電話
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内における行為の許可を受けた者の地位を承継したいので、奈良県風致地区条例第6条第2項の規定により申請します。

1 旧 申 請 者	住所
	氏名
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 許 可 番 号	第 号
4 承 継 年 月 日	年 月 日
5 承 継 の 理 由	
6 その他必要事項	

第 11号様式 (第 7 条関係)

風致地区内行為完了届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住所
氏名 印
電話
(法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに
名称及び代表者の氏名)

次のとおり風致地区内における許可を受けた行為が完了しましたので、奈良市における奈良県風致地区条例施行細則第 7 条の規定により届出します。

1 許 可 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許可を受けた行為	
4 行為地の所在地	
5 行為完了年月日	年 月 日
6 摘 要	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成 16年 6月 8日 掲示済)

奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 6月 8日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 48号

奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則の一部を改正する規則

奈良市近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行細則(平成 14年奈良市規則第 56号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項第 3 号中 「第 17条第 3 項」を 「第 13条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成 16年 6月 8日 掲示済)

告 示

奈良市告示第 300号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 6月 1日

奈良市長 大川 靖 則

1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事(特単 1)法華寺町地内ほか 48件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和 24年法律第 100号）の規定による経営事項審査（以下「監審」という。）の総合評点に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない

3 設計図書等を示す日時及び場所

- (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日 を定める条例（平成元年奈良市条例第 3号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9時から午後 4時まで（正午から午後 1時までを除く。）
- (2) 場所
告示日から平成 16年 6月 4日までは入札控室、同 月 7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2項第 2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 6月 4日まで（奈良市の休日 を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前 9時から午後 5時まで（正午から午後 1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請

書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 6月 7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日
1	水質改善下水道築造工事(特単1)法華寺町地内	法華寺町地内	約 120 日間	工事延長 L = 150.90m、200mm管布設工 L = 145.63m、DCIP 75mm管布設工 L = 416.69m、塩ビ製小口径人孔設置工 8箇所、A1号組立人孔設置工 1箇所、2号組立人孔設置工 1箇所、1号汚水樹設置工 9箇所、3号汚水樹設置工 1箇所、付帯工 一式(開削工法)	予定価格 20,499千円 最低制限価格 13,734千円	土木一式工事の等級及び区分が「C-1」のすべての業者	平成 16年 6月7日 午前9時 30分
2	水質改善下水道築造工事(単1)登美ヶ丘二丁目地内	登美ヶ丘二丁目地内	約 120 日間	工事延長 L = 63.40m、VU 200mm管布設工 L = 60.97m、1号組立人孔設置工 3箇所、小口径汚水樹設置工 2箇所、付帯工 一式(夜間工事)	予定価格 7,76千円 最低制限価格 5,199千円	土木一式工事の等級及び区分が「D-1」のすべての業者	平成 16年 6月7日 午前10時 00分
3	道路改良工事(法用町地内東部第5号線)	法用町地内	約 90日 間	工事延長 L = 38.00m、道路幅員 W = 4.00m、土工 一式、擁壁工 一式、排水工 一式、舗装工 一式、法面工 一式、取壊工 一式	予定価格 5,626千円 最低制限価格 3,769千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-1」のすべての業者	平成 16年 6月7日 午前10時 30分
4	河川修繕工事(西九条町五丁目地内前川支流)	西九条町五丁目地内	約 60日 間	工事延長 L = 30.75m、土工 一式、水路工 一式、付帯工 一式、撤去工 一式、仮設工 一式	予定価格 3,039千円 最低制限価格 2,036千円	土木一式工事の等級及び区分が「E-2」のすべての業者	平成 16年 6月7日 午前11時 00分
5	河川修繕工事(米谷町地内米谷川)	米谷町地内	約 45日 間	工事延長 L = 100.00m、水路工 一式、付帯工 一式、仮設工 一式	予定価格 1,788千円 最低制限価格 1,197千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-1」のすべての業者	平成 16年 6月7日 午前11時 30分
6	奈良市グリーンホール外構工事	中登美ヶ丘三丁目19番10号	約 40日 間	外構工事 一式、自転車置場設置工事 一式、スロープ設置工事 一式、植栽工事 一式、整地工事 一式	予定価格 8,180千円 最低制限価格 5,480千円	建築一式工事の等級及び区分が「D-1」のすべての業者	平成 16年 6月7日 午後1時 00分
7	飛鳥幼稚園正門改修工事	紀寺町82番地	約 70日 間	門扉改修工事 一式	予定価格 2,780千円 最低制限価格 1,862千円	建築一式工事の等級及び区分が「F-1」のすべての業者	平成 16年 6月7日 午後1時 30分

						業者	
8	舗装道補修工事(四条大路三丁目地内中部第286号線)	四条大路三丁目地内	約30日間	工事延長 L = 190.00m、道路幅員 W = 5.00m、舗装工一式、取壊工一式	予定価格 2,558千円 最低制限価格 1,713千円	経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「3」のすべての業者	平成16年 6月7日 午後2時 00分
9	舗装道補修工事(東木辻町地内私道)	東木辻町地内	約30日間	工事延長 L = 61.70m、幅員 W = 3.0~3.7m、舗装工一式、雑工一式	予定価格 1,407千円 最低制限価格 942千円	経審における舗装の点数が「660点未満」で、区分が「7」のすべての業者	平成16年 6月7日 午後2時 30分
10	街路樹害虫駆除薬剤散布業務委託	市内一円		樹木管理工一式	予定価格 259千円 (単価契約)	経審における造園の点数が「750点以上」のすべての業者	平成16年 6月8日 午前9時 00分
11	鴻ノ池運動公園第4工区管理業務委託	法蓮町地内		除草工一式、剪定工一式	予定価格 6,035千円	経審における造園の点数が「750点以上」のすべての業者	平成16年 6月8日 午前9時 20分
12	街区公園(ゾーン3)除草業務委託	富雄泉ヶ丘地内他		除草工(年2回)一式	予定価格 5,207千円	経審における造園の点数が「750点以上」のすべての業者	平成16年 6月8日 午前9時 40分
13	街区公園(ゾーン6)除草業務委託	学園大和町一丁目地内他		除草工(年2回)一式	予定価格 5,729千円	経審における造園の点数が「750点以上」のすべての業者	平成16年 6月8日 午前10時 00分
14	街区公園(ゾーン9)除草業務委託	中登美ヶ丘二丁目地内他		除草工(年2回)一式	予定価格 5,633千円	経審における造園の点数が「750点以上」のすべての業者	平成16年 6月8日 午前10時 20分
15	街路(ゾーン1)除草及び低木剪定業務委託	朱雀一丁目地内他		街路植樹管理一式	予定価格 5,168千円	経審における造園の点数が「750点以上」のすべての業者	平成16年 6月8日 午前10時 40分

16	鴻ノ池運動公園第3工区管理業務委託	法蓮町地内		除草工 一式、剪定工 一式	予定価格 4,237千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成 16年 6月 8日 午前 1時 00分
17	街区公園(ゾーン4)除草業務委託	西登美ヶ丘三丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 4,579千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成 16年 6月 8日 午前 1時 20分
18	街区公園(ゾーン7)除草業務委託	千代ヶ丘一丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 3,539千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成 16年 6月 8日 午前 1時 40分
19	街区公園(ゾーン8)除草業務委託	丸山一丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 3,411千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成 16年 6月 8日 午後 1時 00分
20	街区公園(ゾーン10)除草業務委託	中山町西三丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 3,335千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成 16年 6月 8日 午後 1時 20分
21	街区公園(ゾーン11)除草業務委託	藤ノ木台三丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 4,759千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成 16年 6月 8日 午後 1時 40分
22	街区公園(ゾーン12)除草業務委託	朱雀一丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 3,937千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成 16年 6月 8日 午後 2時 00分
23	街区公園(ゾーン15)除草業務委託	青山七丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 4,359千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成 16年 6月 9日 午前 9時 20分
	街路(ゾーン2)除草	神功一丁目地		街路植樹管理 一式	予定価格 3,979千円	経審における造園の点数が	平成 16年 6月 9日

24	及び低木剪定業務委託	内他				「700点～749点」のすべての業者	午前9時40分
25	街路(ゾーン3)除草及び低木剪定業務委託	左京一丁目地内他		街路植樹管理 一式	予定価格 3,596千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成16年6月9日午前10時00分
26	街路(ゾーン7)除草及び低木剪定業務委託	北登美ヶ丘一丁目地内他		街路植樹管理 一式	予定価格 2,875千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成16年6月9日午前10時20分
27	街路(ゾーン8)除草及び低木剪定業務委託	松陽台一丁目地内他		街路植樹管理 一式	予定価格 3,759千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成16年6月9日午前10時40分
28	街路(ゾーン9)除草及び低木剪定業務委託	鳥見町一丁目地内他		街路植樹管理 一式	予定価格 3,821千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成16年6月9日午前11時00分
29	街路(ゾーン10)除草及び低木剪定業務委託	芝辻町二丁目地内他		街路植樹管理 一式	予定価格 2,971千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成16年6月9日午前11時20分
30	古市公園除草業務委託	古市町地内		除草工 平坦地 一式、除草工 法面 一式	予定価格 2,956千円	経審における造園の点数が「700点～749点」のすべての業者	平成16年6月9日午前11時40分
31	鴻ノ池運動公園第1工区管理業務委託	法蓮町地内		除草工 一式、剪定工 一式	予定価格 2,097千円	経審における造園の点数が「670点～699点」のすべての業者	平成16年6月10日午前9時20分
32	鴻ノ池運動公園第2工区管理業務委託	法蓮町地内		除草工 一式、剪定工 一式	予定価格 2,570千円	経審における造園の点数が「670点～699点」のすべて	平成16年6月10日午前9時40分

						の業者	
33	鴻ノ池運動公園第5工区管理業務委託	法蓮町地内		除草工 一式、剪定工 一式	予定価格 2,853千円	経審における造園の点数が「670点～699点」のすべての業者	平成 16年 6月 10日 午前 10時 00分
34	街区公園(ゾーン1)除草業務委託	鳥見町三丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 2,835千円	経審における造園の点数が「670点～699点」のすべての業者	平成 16年 6月 10日 午前 10時 20分
35	街区公園(ゾーン2)除草業務委託	鳥見町三丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 2,383千円	経審における造園の点数が「670点～699点」のすべての業者	平成 16年 6月 10日 午前 10時 40分
36	街区公園(ゾーン17)除草業務委託	古市町地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 2,460千円	経審における造園の点数が「670点～699点」のすべての業者	平成 16年 6月 10日 午前 11時 00分
37	街路(ゾーン4)除草及び低木剪定業務委託	佐保台一丁目地内他		街路植樹管理 一式	予定価格 1,957千円	経審における造園の点数が「670点～699点」のすべての業者	平成 16年 6月 10日 午前 11時 20分
38	街路(ゾーン5)除草及び低木剪定業務委託	奈良阪町地内他		街路植樹管理 一式	予定価格 2,263千円	経審における造園の点数が「670点～699点」のすべての業者	平成 16年 6月 10日 午前 11時 40分
39	公園害虫駆除薬剤散布業務委託	市内一円		樹木管理工 一式	予定価格 253千円 (単価契約)	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成 16年 6月 11日 午前 9時 20分
40	登美ヶ丘中町線街路樹撤去業務委託	藤ノ木台一丁目地内他	約 25日間	街路樹撤去 一式	予定価格 1,415千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成 16年 6月 11日 午前 9時 40分

41	鴻ノ池運動公園第6工区管理業務委託	法蓮町地内		除草工 一式、剪定工 一式	予定価格 1,80千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年6月11日午前10時00分
42	街区公園(ゾーン5)除草業務委託	学園緑ヶ丘二丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 1,71千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年6月11日午前10時20分
43	街区公園(ゾーン13)除草業務委託	四条大路南町地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 1,78千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年6月11日午前10時40分
44	街区公園(ゾーン14)除草業務委託	西九条町一丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 1,85千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年6月11日午前11時00分
45	街区公園(ゾーン16)除草業務委託	京終地方西側町地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 1,46千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年6月11日午前11時20分
46	街区公園(ゾーン18)除草業務委託	横井三丁目地内他		除草工(年2回) 一式	予定価格 770千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年6月11日午前11時40分
47	街路(ゾーン6)除草及び低木剪定業務委託	青山一丁目地内他		街路植樹管理 一式	予定価格 1,635千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年6月11日午後1時00分
48	鴻ノ池運動公園除草業務委託	奈良阪町地内		除草A 427㎡×2回、除草B 4,300㎡×2回、除草C 850㎡×2回	予定価格 1,259千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年6月11日午後1時20分
	参議院(選挙区選出)	市内一円	約35日間	ポスター掲示場製作・設置及び撤去 一式(61箇所)	予定価格 9,310千円	経審における塗装の点数が	平成16年6月11日

49	議員選挙ボ スタ-掲示 場製作・設 置及び撤去 業務委託				あるすべての 業者	午後 1 時 40分
----	--	--	--	--	--------------	---------------

(平成 16年 6月 1日揭示済)

奈良市告示第 301号は、奈良市公報号外第 13
号に掲載

奈良市告示第 302号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33年法律第 79号）第 9 条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成 16年 6月 1日から 2 週間、本市

3 供用を開始する排水施設の位置

都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。
平成 16年 6月 1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 大川 靖 則

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 16年 6月 15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市石木町、大倭町、大淵町、中山町、山陵町、佐紀町、尼辻北町、西大寺南町、六条西三丁目、西ノ京町、古市町、鹿野園町及び東九条町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
熊取幹線 - 26	奈良市石木町 71	奈良市石木町 43
熊取幹線 - 27	奈良市石木町 40	奈良市石木町 48
熊取幹線 - 28	奈良市大倭町 10	奈良市大倭町 12
熊取幹線 - 29	奈良市大倭町 43	奈良市大倭町 41
大淵池幹線 - 128	奈良市大淵町 3838- 12	奈良市大淵町 3838- 1
押熊第 2 幹線 - 23	奈良市中山町 1723- 10	奈良市中山町 1714- 2
山陵第 2 幹線 - 79	奈良市山陵町 510- 1	奈良市山陵町 511- 2
佐紀幹線 - 138	奈良市佐紀町 2346	奈良市佐紀町 2400
あやめ池南幹線 - 433	奈良市尼辻北町 3283- 2	奈良市尼辻北町 3286- 7
六条第 2 幹線 - 99	奈良市六条西三丁目 1508- 14	奈良市六条西三丁目 1508- 12
六条第 2 幹線 - 100	奈良市六条西三丁目 1510- 6	奈良市六条西三丁目 1508- 19
都跡幹線 - 226	奈良市西ノ京町 1 - 60	奈良市西ノ京町 40
横井幹線 - 143	奈良市古市町 501	奈良市横井一丁目 115- 1
横井幹線 - 144	奈良市古市町 501- 1	奈良市古市町 494- 2
北永井幹線 - 285	奈良市鹿野園町 626- 1	奈良市鹿野園町 683
東九条幹線 - 143	奈良市東九条町 433- 4	奈良市東九条町 453- 3

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町 160番地 奈良県浄化センター
(平成 16年 6月 1日揭示済)

奈良市告示第 303号

奈良市一般廃棄物処理指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 6月 1日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市一般廃棄物処理指導要綱の一部を改正する告示

奈良市一般廃棄物処理指導要綱（平成 15年奈良市告示第 514号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号及び第 16号中 「第 4 項」を 「第 6 項」に改める。

第 23条に次の 1 項を加える。

- 3 法第 15条の 2 の 4 の規定による届出をした一般廃棄物の処理施設の設置等については、第 4 条第 4 項及び第 5 条から第 16条までの規定は適用しない。

附 則

この告示は、平成 16年 6月 1日から施行する。

(平成 16年 6月 1日揭示済)

奈良市告示第 304号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42年奈良市条例第 2 1号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり住居番号を付けたので告示します。

平成 16年 6月 2日

奈良市長 大川 靖 則
次のとおり省略
(平成 16年 6月 2日 揭示済)

奈良市告示第 305号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 6月 2日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 6月 2日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1条第 1項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前 9時から午後 4時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 16年 6月 2日 揭示済)

奈良市告示第 306号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 6月 3日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成 16年 6月 3日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 3日 揭示済)

奈良市告示第 307号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2条の 5第 1項の規定により告示します。

平成 16年 6月 3日

奈良市長 大川 靖 則

名称	所在地	指定年月日
こぎし眼科クリック	奈良市押熊町 1153- 1	平成 16年 6月 1日

(平成 16年 6月 3日 揭示済)

奈良市告示第 308号

平成 16年 6月 14日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成 16年 6月 7日

奈良市長 大川 靖 則

(平成 16年 6月 7日 揭示済)

奈良市告示第 309号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 6月 7日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 6月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 7日 揭示済)

奈良市告示第 310号

奈良市チャイルドシート貸出事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成 16年 6月 8日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市チャイルドシート貸出事業実施要綱を廃止す

る告示

奈良市チャイルドシート貸出事業実施要綱(平成 12年奈良市告示第 29号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成 16年 7月 1日から施行する。
(平成 16年 6月 8日揭示済)

奈良市告示第 311号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6月 8日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 6月 8日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 8日揭示済)

奈良市告示第 312号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6月 9日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 6月 9日
- 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 9日揭示済)

奈良市告示第 313号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号)第 5 条の規定により告示します。

平成 16年 6月 9日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 処分の根拠

移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成 16年 6月 24日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成 16年 3月 2日、同月 4日、同月 8日、同月 9日、同月 11日、同月 16日、同月 18日及び同月 23日から同月 25日まで

(平成 16年 6月 9日揭示済)

奈良市告示第 314号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 36条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和 26年政令第 142号)第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6月 10日

奈良市長 大川 靖 則

名称	所在地	指定年月日
きわもと泌尿器科クリニック	奈良市学園北一丁目 9 - 1 パラディ II 5 F	平成 16年 6 月 7日

(平成 16年 6月 10日揭示済)

奈良市告示第 315号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6月 10日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 6月 10日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 6月 10日揭示済)

奈良市告示第 316号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 6月 11日

奈良市長 大川 靖 則

<p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成 16年 6月 11日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>以下省略 (平成 16年 6月 11日揭示済)</p>	<p>2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項</p> <p>(1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。</p> <p>(2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。</p> <p>(3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和 24年法律第 100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評点に該当する者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。 ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。</p>
<p>奈良市告示第 317号</p> <p>奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。</p> <p>平成 16年 6月 14日 奈良市長 大川 靖 則</p>	<p>3 設計図書等を示す日時及び場所</p> <p>(1) 日時 告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9時から午後 4時まで(正午から午後 1時までを除く。)</p> <p>(2) 場所 告示日から平成 16年 6月 18日までは入札控室、同月 21日以降は監理課窓口</p>
<p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成 16年 6月 14日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域</p> <p>以下省略 (平成 16年 6月 14日揭示済)</p>	<p>4 入札の場所 奈良市役所入札室</p> <p>5 入札の日時 別表のとおり</p> <p>6 入札保証金に関する事項 入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。</p>
<p>奈良市告示第 318号</p> <p>奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成 6 年奈良市条例第 33号)第 5 条の規定により分担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。</p> <p>なお、関係図書は、平成 16年 6月 15日から 2 週間本市都市整備部東部下水道課に備え置いて縦覧に供します。</p> <p>平成 16年 6月 15日 奈良市長 大川 靖 則</p> <p>賦課対象区域 奈良市横田町、茗荷町、矢田原町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町及び田原春日野町の各一部 (平成 16年 6月 15日揭示済)</p>	<p>7 入札の無効 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。</p> <p>(1) 入札に参加する資格のない者のした入札</p> <p>(2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札</p> <p>(3) 入札書に記名押印を欠く入札</p> <p>(4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札</p> <p>(5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札</p> <p>(6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札</p> <p>(7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札</p> <p>(8) 入札金額を訂正した入札</p> <p>(9) その他市長の定める入札条件に違反した入札</p> <p>なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。</p>
<p>奈良市告示第 319号</p> <p>次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。</p> <p>平成 16年 6月 15日 奈良市長 大川 靖 則</p> <p>1 入札に付する事項 田原地区管路施設工事(矢田原) 105工区ほか 19件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)</p>	<p>8 入札参加申請 入札参加を申請する者は、告示日から平成 16年 6月 18</p>

日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 6月 21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

別表

発注番号	工事名	工事場所	工期	工事概要	予定価格及び最低制限価格(消費税及び地方消費税を除く。)	参加資格	入札日
1	田原地区管路施設工事 (矢田原) 105工区	矢田原町他地内	約75日間	工事延長 L = 454.10m、H I V P 75mm管布設工 49.62m、リブ管 150mm管布設工 390.02m、小口径塩ビマンホール設置工 19箇所、汚水樹設置及び取付管工 3箇所、付帯工一式	予定価格 8,940千円 最低制限価格 5,989千円	土木一式工事の等級及び区分が「D - 2」のすべての業者	平成 16年 6月 22日 午前 9時 30分
2	商業施設用地基盤整備工事	三条本町地内	約45日間	宅地整地工 一式、付帯工 一式	予定価格 7,901千円 最低制限価格 5,293千円	土木一式工事の等級及び区分が「D - 3」のすべての業者	平成 16年 6月 22日 午前 10時 00分
3	田原地区管路施設工事 (中之庄) 106工区	中之庄町他地内	約75日間	工事延長 L = 192.30m、リブ管 150mm管布設工 81.50m、圧送管H I V P 75mm管布設工 110.80m、1号ポンプマンホール設置工 3箇所、小口径塩ビマンホール設置工 1箇所、汚水樹設置及び取付管工 7箇所、付帯工 一式	予定価格 7,880千円 最低制限価格 5,279千円	土木一式工事の等級及び区分が「D - 4」のすべての業者	平成 16年 6月 22日 午前 10時 30分
4	草刈作業業務委託(西千代ヶ丘二丁目地内他西部第96号線他)	西千代ヶ丘二丁目地内他	約60日間	委託面積 A = 32,400㎡、機械除草 A = 32,400㎡、伐採工 一式、剪定工 一式	予定価格 4,606千円	土木一式工事の等級及び区分が「E - 3」のすべての業者	平成 16年 6月 22日 午前 11時 00分
	交通安全施設修繕工事 (帝塚山南)	帝塚山南二丁目地内	約30日間	工事延長 L = 131.3m、道路幅員 W = 7.0m、防護工 一式	予定価格 1,785千円 最低制限価格	土木一式工事の等級及び区分が「F - 2	平成 16年 6月 22日 午前 11時

5	二丁目地内 他1箇所西 部第752号 線他1路線)	他1箇所			1,195千円	」のすべての 業者	30分
6	交通安全施 設整備工事 (押熊町地 内他4箇所 中部第4号 線他4路線)	押熊町 地内他 4箇所	約40日 間	工事延長 L = 42.6m、道路幅 員 W = 3.0~ 6.0m、防護工 一式	予定価格 1,656千円 最低制限価格 1,109千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F - 3 」のすべての 業者	平成16年 6月23日 午前9時 30分
7	草刈作業業 務委託(鉢 伏町地内他 東部第285 号線他)	鉢伏町 地内他	約60日 間	委託面積 A = 8,640㎡、機械 除草 A = 8,640㎡、高木撤去 工一式、竹伐採工一式	予定価格 1,718千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F - 4 」のすべての 業者	平成16年 6月23日 午前10時 00分
8	草刈作業業 務委託(中 登美ヶ丘三 丁目地内他 西部第1162 号線他)	中登美 ヶ丘三 丁目地 内他	約60日 間	委託面積 A = 8,590㎡、機械 除草 A = 6,656㎡、人力除草 A = 1,736㎡、剪定工 A - 318㎡、高木剪定工一式	予定価格 1,687千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F - 5 」のすべての 業者	平成16年 6月23日 午前10時 30分
9	草刈作業業 務委託(松 陽台三丁目 地内他西部 第498号線 他)	松陽台 三丁目 地内他	約60日 間	委託面積 A = 6,840㎡、機械 除草 A = 6,840㎡、竹伐採工 一式、高木剪定工一式、高 木撤去工一式	予定価格 1,619千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F - 1 」のすべての 業者	平成16年 6月23日 午前11時 00分
10	草刈作業業 務委託(中 町地内他西 部第1156号 線他)	中町地 内他	約60日 間	委託面積 A = 6,220㎡、道路 除草工 A = 5,080㎡、道路剪 定工 A = 1,140㎡、支障木撤 去工 200本、路面清掃工一式	予定価格 1,573千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F - 2 」のすべての 業者	平成16年 6月23日 午前11時 30分
11	草刈作業業 務委託(青 垣台一丁目 地内他西部 第69号線 他)	青垣台 一丁目 地内他	約60日 間	委託面積 A = 6,827㎡、機械 除草 A = 5,525㎡、人力除草 A = 702㎡、支障木撤去工 50本、高木剪定工 59本、道路 剪定工 A = 600㎡	予定価格 1,388千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F - 3 」のすべての 業者	平成16年 6月24日 午前9時 30分
12	草刈作業業 務委託(法 華寺町地内 他北部第53	法華寺 町地内 他	約60日 間	委託面積 A = 6,459㎡、機械 除草 A = 6,459㎡、剪定工 30本	予定価格 1,342千円	土木一式工事 の等級及び区 分が「F - 4 」のすべての	平成16年 6月24日 午前10時 00分

	〇号線他)					業者	
13	草刈作業業務委託(百楽園二丁目地内他西部第586号線他)	百楽園二丁目地内他	約6日間	委託面積 A = 7,700㎡、機械除草 A = 7,700㎡	予定価格 1,017千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-5」のすべての業者	平成16年 6月24日 午前10時 30分
14	草刈作業業務委託(三松ヶ丘地内他鳥見二名線他)	三松ヶ丘地内他	約6日間	委託面積 A = 5,513㎡、機械除草 A = 5,513㎡、剪定工10本	予定価格 866千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-1」のすべての業者	平成16年 6月24日 午前1時 00分
15	草刈作業業務委託(西狭川町地内他東部第114号線他)	西狭川町地内他	約6日間	委託面積 A = 5,580㎡、機械除草 A = 5,580㎡	予定価格 705千円	土木一式工事の等級及び区分が「F-2」のすべての業者	平成16年 6月24日 午前1時 30分
16	一条高等学校西館屋上防水改修その他工事	法華寺町1351番地	約6日間	屋上防水改修工事 一式、軒裏改修工事 一式、内部改修工事 一式、電気設備工事 一式、機械設備工事 一式	予定価格 12,050千円 最低制限価格 8,073千円	建築一式工事の等級及び区分が「D-2」のすべての業者	平成16年 6月25日 午前9時 30分
17	中央武道場2階観覧席転落防止手摺改修工事	法蓮町1516番地	約6日間	2階観覧席転落防止手摺設置工事 一式	予定価格 1,580千円 最低制限価格 1,058千円	建築一式工事の等級及び区分が「F-2」のすべての業者	平成16年 6月25日 午前10時 00分
18	第16号市営住宅補修その他工事	西木辻町17番地	約30日間	補修工事 一式	予定価格 1,553千円 最低制限価格 1,040千円	建築一式工事の等級及び区分が「F-1」のすべての業者	平成16年 6月25日 午前10時 30分
19	舗装道補修工事(中山町地内中部第139号線)	中山町地内	約30日間	工事延長 L = 180m、撤去工 一式、付帯工 一式、舗装工 一式	予定価格 4,227千円 最低制限価格 2,832千円	経審における舗装の点数が「660点~739点」で、区分が「4」のすべての業者	平成16年 6月25日 午前11時 00分
20	樹木剪定業務委託(三碓三丁目地内他西部第)	三碓三丁目地内他	約6日間	委託面積 A = 3,611㎡、道路剪定工 A = 3,490㎡、道路除草工 A = 121㎡	予定価格 1,375千円	経審における造園の点数が「670点未満」のすべての業者	平成16年 6月25日 午前11時 30分

114号線)					者	
--------	--	--	--	--	---	--

(平成 16年 6月 15日 揭示済)

奈良市告示第 320号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 6月 15日

奈良市長 大川 靖 則

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 近鉄西大寺駅南土地区画整理事業整備工事(その 1)
- (2) 工事場所 奈良市西大寺南町他地内
- (3) 工 期 契約の日から平成 17年 3月 18日まで
- (4) 工事概要 都市計画道路(W = 18~ 28m)
区画道路(W = 6m)
土工 一式
築造工 一式
舗装工 一式
雨水排水工 一式
- (5) 予定価格 115,023千円(消費税及び地方消費税を除く)
- (6) 最低制限価格 77,065千円(消費税及び地方消費税を除く)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2 社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級が A に格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の 10分の 6 とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

- (1) 日時
平成 16年 6月 15日から 6月 25日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)
- (2) 奈良市財務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室
平成 16年 6月 28日 午前 9 時 30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
イ 特定建設工事共同企業体協定書(共同連帯施工型)
ウ 委任状
エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し(各構成員)
オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し(各構成員)

(2) 入札参加申請方法

平成 16年 6月 17日から 6月 18日までの午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)に、奈良市財務部監理課に(1)の書類を持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。
- (2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 6月 21日までに、共同企業体の代表者に通知します。

9 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743
(平成 16年 6月 15日 揭示済)

奈良市告示第 321号

建築基準法(昭和 25年法律第 201号)第 42条第 1項第 5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和 25年建設省令第 40号)第 10条の規定により公告します。

平成 16年 6月 15日

奈良市長 大川 靖 則

申請者住所・氏名	奈良市法蓮町 111番地 富岡 洋光 奈良市法華寺町 40番地 辰巳 義松
道路の位置	奈良市法華寺町 30番地の 6、30番地の 4 及び 30番地の 3 の一部
道路の幅員	4.04メートル
道路の延長	34.99メートル
指定年月日	平成 16年 6月 15日
指定番号	第 15035号

(平成 16年 6月 15日 揭示済)

奈良市告示第 322号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 6月 15日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日

平成 16年 6月 15日
3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 6月 15日 揭示済)

奈良市告示第 323号

平成 16年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和 25年法律第 226号)第 20条の 2 及び奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)第 6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成 16年 6月 15日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 この納税通知書の発送年月日
平成 16年 4月 12日
- 2 この公示送達により変更する納期限
変更前 第 1期 平成 16年 4月 30日
変更後 第 1期 平成 16年 6月 30日
- 3 送達を受けるべき者
省略

(平成 16年 6月 15日 揭示済)

奈良市告示第 324号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号 第 54条の 2第 1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2の規定により告示します。

平成 16年 6月 15日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
訪問看護センターやさしい手	奈良市敷島町二丁目 493- 4	訪問介護	株式会社火振	奈良市敷島町二丁目 493- 4	平成 16年 6月 1日
まほろば支援センター	奈良市芝辻町四丁目 12- 1 シティホームズ 603	居宅介護支援事業	株式会社まほろばケアセンター	奈良市大宮町六丁目 9 - 1 新大宮ビル 3階	平成 16年 6月 1日
こぎし眼科クリニック	奈良市押熊町 1153 - 1	居宅療養管理指導	小岸淳一	京都市左京区山端川端町 33- 11 クレスト修学院 301	平成 16年 6月 1日
サン薬局学園前店	奈良市学園北一丁目 14- 13メディカル学園前 1 F	居宅療養管理指導	株式会社関西メディコ	生駒郡平群町上庄一丁目 14- 12	平成 16年 5月 17日
サポート介護セ	奈良市芝辻町一丁	福祉用具貸与	株式会社サポー	奈良市芝辻町一丁	平成 16年 6月 15日

ンター	目 1 - 21		トサービス	目 1 - 21	
-----	----------	--	-------	----------	--

(平成 16年 6月 15日 掲示済)

奈良市告示第 325号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2第 4項
において準用する同法第 50条の 2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同
法第 55条の 2の規定により告示します。

平成 16年 6月 15日

奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
医療法人岡谷会おか たに病院在宅介護支 援センター	奈良市西木辻町 200	(名称) 医療法人岡 谷会岡谷病院在宅介 護支援センター(所 在地) 奈良市西木辻 町 112	(名称) 医療法人岡 谷会おかたに病院在 宅介護支援センター (所在地) 奈良市西 木辻町 200	平成 14年 2月 1日
有限会社テングー・ ハート	奈良市大宮町二丁目 5 - 9 - 102	(所在地) 奈良市大 宮町一丁目 5 - 2 - 203	(所在地) 奈良市大 宮町二丁目 5 - 9 - 102	平成 16年 6月 1日

(平成 16年 6月 15日 掲示済)